2026年2月更新

各位

NPO 法人日本トイレ研究所

「『快適トイレ』認定」における型式の考え方について

「快適トイレ」認定は型式認定としているため、認定申請時に提出した資料の内容と異なる仮設トイレを NPO 法人日本トイレ研究所認定の「快適トイレ」とする場合は、新たに申請を要します。

＜「型式」の考え方＞

①認定申請書の諸元表において、選択項目の記号が一つでも異なる場合は別型式とする。装備有無の違いだけでなく、標準装備とオプション対応との違いも含む。

②認定申請書類一式の内容から機能、構造、寸法、材質等において変更がある場合は別型式とする。

上記を踏まえ、認定済みの「快適トイレ」に型式がない場合、型式を付すことを認定継続の条件とさせていただきます。型式の申し出が得られない場合、その機種は認定を取り消しますのでご了承ください。

ご不明な点等はお問合せください。

以上

お問合せ先

NPO 法人日本トイレ研究所（担当：高橋）

〒105-0004　東京都港区新橋 5-5-1　IMC ビル新橋 9F

TEL：03-6809-1308

FAX：03-6809-1412

MAIL：kaiteki@toilet.or.jp